

遺言書の作成を推奨する人（12選）

【遺言書作成の目的】

- ①遺言者の最終意思の実現 ②相続トラブルの発生防止
③円滑な相続手続の実現 ④残された人への最後の手紙

令和4年8月30日
那覇地方務局

	遺言書を作成する人	遺言書の作成を推奨する理由等
1	夫婦間に子どもがいない人	遺言者の配偶者が遺言者の父母や兄弟姉妹と交流がなかったり、関係が良くなかったりする場合は、遺言を残すことで、残された配偶者とこれらの姻族との間の遺産分割協議を避けることができます。 また、遺言者の兄弟姉妹は遺留分を有しないため、遺言書を残しておけば、これらの兄弟姉妹から、遺留分侵害額を請求されることはありません。
2	相続人以外に財産を託したい人	遺言書を残しておく、法定相続人以外(子の配偶者や孫、甥や姪、法定相続分を有しない兄弟姉妹、内縁の妻(夫)、お世話になった友人・知人、企業・団体など)に財産を託すことができます。遺言書を残しておかなければ、これらの方に遺産を譲渡したくても、分配されません。
3	相続人同士の仲が良くない人	相続人同士の仲が良くなく、遺産分割協議でもめるおそれがある場合は、裁判所の調停や訴訟等で争う可能性が高くなりますが、そうすると、遺産争い(争続)によって、相続人同士の関係が更に悪化することとなります。遺言書を残すことで、遺産相続上の争いを、極力回避することができます。
4	離婚した相手との間に子どもがおり、その後に再婚した人	離婚した元配偶者に相続権はありませんが、前妻(夫)との間の子は相続人であるため、後婚の配偶者とその間の子がいる場合は、遺産分割協議でもめる可能性もあります。遺言書を残すことで、遺産相続上の争いを、極力回避することができます。
5	独身で子どもがいない人	独身で子どもがいない場合、法定相続人は、第1順位:父母など(直系尊属)、第2順位:兄弟姉妹(死亡している場合は代襲相続あり。)となります。遺産を託す人を遺言書で決めておくことで、相続トラブルの発生を防止することができます。
6	内縁の妻(夫)がいる人	内縁の妻(夫)は法定相続人ではないため、遺産を相続することができません。よって、内縁の妻(夫)に遺産を託したい場合は、遺言書を残しておく必要があります。
7	不動産を所有している人	不動産は、同じ価値になるように均等に分割するのが難しく、また、共有持分で所有すると、維持管理に掛かる費用や居住権の問題など、何かとわずらわしいことが多くなるため、遺産分割協議でもめる可能性があります。 また、不動産が自宅だけの場合は、実際に分割することができないため、共有持分にして所有する人もいます。しかし、後で自宅を売却して処分するときに共有者全員の同意が必要となるなど、手続が面倒になりますので、遺言書で自宅を誰に託すのか決めておくことで、その後の手続がスムーズに進むメリットがあります。 配偶者居住権(住んでいる建物に配偶者が無償で住める権利)を考慮して遺言することもできます。
8	相続人がいない人	家族や親族などの法定相続人が全くいない場合、遺産は最終的に国庫に帰属(国が取得)することとなります。遺言書を残すことによって、任意の人・団体等に譲渡することができます。
9	援助が必要な相続人がいる人	相続人に認知症等により判断能力が十分でない方がいる場合、遺産分割協議の当事者になれないため、家庭裁判所で成年後見人を選任してもらう必要がありますが、遺言書を残すことによって、遺産分割協議を経ずに相続できます。 また、生活支援を必要とする遺族の安定した生活と福祉のため、遺言者が希望する介護や介助の方法等を遺言書に表すことができます。
10	相続させたくない「人」や「財産」がある人	長年音信不通であった子や、交流の全くない前妻との子など、相続させたくない法定相続人がいる場合は、遺言書によって相続分を減らしたり、ゼロにすることができます(遺留分の考慮は必要です)。また、虐待や重大な侮辱を行った法定相続人がいる場合は、遺言書に廃除の意思を表わすことができます(遺言書に基づき家庭裁判所で相続廃除の可否が判断されます。) 借金などの相続させたくないマイナス財産がある場合は、遺言書や財産目録を残しておけば、法定相続人の選択肢として、「単純承認」、「限定承認」、「相続放棄」について考える時間の猶予を与えることができます。
11	会社経営や個人事業を営んでいる人	遺言書を残しておけば、後継者に事業経営をスムーズに引き継いでもらうことができるとともに、事業経営に必要な個人名義の財産(株式、機械、設備、事務所など)の相続手続がスムーズにできます。
12	相続人に行方不明・生死不明の人がいる人	相続人の中に行方不明、生死不明の人がいるときは、それぞれ家庭裁判所で相続財産管理人選任、失踪宣告の手続をとってから、遺産分割協議を行うこととなりますが、遺言書でこれらの人以外の誰に何を相続させるか遺言しておけば、裁判所での手続は必要ありません。